

# 中高層建築物の建築に関する指導要綱についての取り扱い



## 1. 市長が特に必要と認める図書の取り扱い

中高層建築物の建築に関する指導要綱第6条第1項第5号のその他市長が特に必要と認めるものは次のものとする。

- ・ 日影図（中高層建築物の建築予定地が工業専用地域等である場合で、周辺に与える影響を考えて支障が無いと判断される場合は添付を省略することができる。）
- ・ その他

## 2. 関係住民等への対応についての取り扱い

中高層建築物の建築に関する指導要綱第5条（関係住民等への対応）についての取り扱い及び指導は次の通り行う。

- ①建築敷地境界から建築物の高さの2倍の範囲（下図 ）を最小範囲として、住民等に対して、説明会及び個別の対応等にて要綱に掲げる内容の説明・協議を行うよう建築主に指導する。
- ②上記以外の区域で、電波障害の影響が予想される又は日影が新たに生じる等で何らかの影響がある範囲（下図 ）については、説明・協議が行われる事が望ましい旨を伝える。また、当該区域について自治会等の関係住民から説明・協議を行うように要望があった場合は、説明・協議を行うよう建築主に指導を行う。
- ③説明会の開催について、必要性の有無、方法については、近隣自治会（影響があると思われる範囲の自治会）と協議を行い要望に応じるよう建築主に指導する。

